

医人第 225－ 4 号
令和 7 年 6 月 6 日

県内各訪問看護ステーション管理者 様

埼玉県保健医療部医療人材課長
飯澤 真人（公印省略）

令和 7 年度高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金の事業計画書
の提出について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当課では在宅医療の充実に向け、末期がんなどの高度な医療にも対応可能な訪問看護師を育成するため、訪問看護師を新たに雇用し、O J T 研修を実施する訪問看護ステーションに対する補助金事業を今年度も実施します。

つきましては、下記のとおり本補助金事業計画書の受付を開始いたしますので、御活用くださるようお願いいたします。

なお、令和 6 年度から交付要綱等が変更になっております。詳細については、手引き及び事業概要を御確認ください。

記

令和 7 年度高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金について

（１）申請手続き

「令和 7 年度高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金申請の手引き」のとおり※事業概要は裏面記載

※ 手引き及び提出書類の様式など詳細については、県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/houkan.html>

Google などで検索

（２）提出締切 ※申請する場合は、余裕をもって御提出ください。

【第 1 次提出締切】令和 7 年 8 月 1 日（金）

【第 2 次提出締切】令和 7 年 10 月 3 日（金）

※ 第 1 次提出締切後の交付決定（9 月中旬頃予定）により、予算残額がなくなった場合は、第 2 次提出締切での受付を行いません。

担当： 看護・医療人材担当 鈴木

電話： 0 4 8－ 8 3 0－ 3 5 4 3

E-mail: a3560-01@pref.saitama.lg.jp

令和7年度高度な医療に対応する訪問看護師育成事業補助金【概要】

1 事業内容

県内の訪問看護ステーションにおいて、高度かつ専門的な知識、技能を習得させるためのＯＪＴ研修を実施する場合に、当該ＯＪＴ研修に要する費用（新人訪問看護師の人件費等）を補助するもの。

2 補助対象の訪問看護ステーション

（１）人員要件

常勤の看護職員を３名以上（ＯＪＴ研修の対象となる訪問看護師以外で３名以上）配置しており、かつ、質の高いＯＪＴ研修を実施できる人材が配置されていること。

（２）事業所要件

補助申請時点で以下のア～エのすべての要件を満たす事業所とする。

（補助申請時点で「機能強化型訪問看護管理療養費２」の取得が見込まれ、かつ実績報告時（翌年４月頃まで）に「機能強化型訪問看護管理療養費１」の取得が見込まれる事業所）

ア 以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと。

①ターミナルケア件数が直近１年間で８件以上であること。

②ターミナルケア件数が直近１年間で５件以上、かつ１５歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数の合計が常時３人以上であること。

③１５歳未満の超重症児及び準超重症児の利用者数の合計が常時５人以上であること。

イ 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に７人以上いること。

ウ ２４時間対応体制加算を届け出ていること。

エ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していること。

（３）令和６年度に改定した内容

ア 既に機能強化訪問看護ステーションⅠ型を取得している事業所は原則申請不可とする。

イ 事業所につき１回の申請とし、２回以上の申請を原則禁止とする。

ウ 機能強化訪問看護ステーションⅠ型の届出完了後、県から補助金を交付する。

※１次募集において、応募が予算事業所数を満たない場合は、２次募集時に上記ア及びイの緩和を検討する。

3 補助率・補助上限額・補助期間

（１）補助率：補助対象経費の１０分の１０以内

（２）補助上限額：１事業者あたり５３万円

（３）補助期間：ＯＪＴ研修に係る補助期間は、採用後の３か月のうち、２か月目、３か月目の２か月間を対象とする。

4 補助対象事業者数

８事業者／年度

5 補助対象事業者の選定方法

(第1次提出締切) 令和7年8月1日(金)

(第2次提出締切) 令和7年10月3日(金)

第1次提出締切後の交付決定(9月中旬頃予定)により、予算残額がなくなった場合は、第2次提出締切での受付を行いません。

締切日までにされた申請において、申請額の総額が予算額を超えた場合は、以下の基準をもとに事業計画などを総合的に勘案して事業者を選定する。また、予算残額が生じた場合、後日、締切日を定めて第3次提出での申請受付を行う。

第2次の募集を行った場合は、第1次と同様に選定する。

① 郡市医師会管内に機能強化型訪問看護ステーションがない場合を優先する

(地域バランス)

② 1法人あたり1事業者に対する補助とする